業　務　設　計　書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課　長

令和 8 年　度	会計種別 一般会計	款 土木費	項 公園墓園費	目 公園墓園維持費	所属 中区維持管理課	設計年月日 令和8年7月	競争入札 ~~随意契約~~

業務委託金額	業務名	変更回数
	中区内公園樹健全度調査その他業務（8－1）	回

業務場所	期間
中区内6公園	契約締結の日から90日間

施行（~~変更~~）理由

本業務は、本市が管理する中区内の公園において、倒木や幹折れ等の事故を防ぐため、公園樹木の予備診断を実施し、措置や詳細な調査を行う必要がある樹木の抽出を行うとともに、現地調査の結果に基づき既存の公園台帳の修正を行うものである。

記

1	作業準備	一式
2	予備診断	一式
3	報告書の作成	一式
4	公園台帳及び公園平面図の修正	一式
5	打合せ協議	一式

業務金額	業務名 中区内公園樹健全度調査その他業務（８－１）

総　括　表

工　種　・　名　称	種　　別	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考
直接費	作業準備		式	1.00			第 1 号明細書
	予備診断		式	1.00			第 2 号明細書
	報告書の作成		式	1.00			第 3 号明細書
	公園台帳及び公園平面図の修正		式	1.00			第 4 号明細書
	打合せ協議		式	1.00			第 5 号明細書
小計							
直接費計			式	1.00			
諸経費（移動に係る経費含む）			式	1.00			
業務価格							
消費税相当額			式	1.00			
業務費							

第１号 明細書　　作業準備　　１式当たり

工種・名称	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額	備考
資料整理			公園	6.00			
計							

第２号 明細書		予備診断					１式当たり
工　種　・　名　称	種　　別	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考
現地調査			本	897.00			
計							

第３号 明細書		報告書の作成					１式当たり
工　種　・　名　称	種　　別	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考
樹木診断票の作成			本	897.00			
写真整理			本	897.00			
計							

第４号 明細書		公園台帳及び公園平面図の修正					１式当り
工　種　・　名　称	種　　別	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考
公園台帳の修正			公園	6.00			
公園平面図の修正			公園	6.00			
計							

第５号 明細書		打合せ協議					１式当り
工　種　・　名　称	種　　別	形　状　・　寸　法	単位	数　　量	単　　価	金　　額	備　　考
打合せ協議			式	1.00			
計							

中区内公園樹健全度調査その他業務（８－１）仕様書

1　適用

本仕様書は、「中区内公園樹健全度調査その他業務（８－１）」（以下「業務」という。）に適用する。

2　目的

本業務は、本市が管理する中区内の公園において、倒木や幹折れ等の事故を防ぐため、公園樹木の予備診断を実施し、措置や詳細な調査を行う必要がある樹木（以下「措置等を要する樹木」という。）の抽出を行うとともに、現地調査の結果に基づき既存の公園台帳の修正を行うものである。

3　履行場所

中区内６公園

4　業務期間

契約締結の日から９０日間

5　業務内容

業務は、別紙-1 の実施要領に基づき実施すること。

6　資格要件

調査にあたっては、一般財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」が予備診断及び樹木診断票の作成を行うこと。

なお、診断等を行う樹木医については、樹木医の資格が分かるものを提出すること。

7　貸与品等

本業務において、公園台帳及び公園平面図※を貸与する。

※公園によっては、公園平面図がない場合がある。

8　成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、電子データ及び紙に出力したものを１部提出すること。

⑴　樹木診断票（一覧表）※Excel 形式とする。

⑵　対象樹木の異常や被害部位が分かる写真

9　打合せ協議

打合せ協議は、初回、中間時１回、納品時の計３回を標準とするが、本市又は受注者が協議の必要があると認めた場合には、それぞれ実施に応じるものとする。

10　検査

本業務の実施にあたっては、上記８の成果品を提出し、完了検査を受けること。

１１　その他

⑴　受注者は、業務の目的を十分に踏まえ、本市職員と緊密に連携をとりながら本業務を進めるものとする。

⑵　本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた事項については、本市職員と協議の上、その指示に従うこと。

⑶　受注者は、本業務履行に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

別紙-1

中区内公園樹健全度調査その他業務（８－１）実施要領

１　目　的

この要領は、中区内公園樹健全度調査その他業務（８－１）（以下「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

２　業務の内容

業務の内容は、次のとおりとする。

⑴　実施場所：中区内６公園

⑵　対象樹木：公園内の高木　８９７本　（公園台帳に登録のある樹木及び担当者が指示する樹木、広場、園路、遊具等の公園施設や民家、道路などに隣接した樹木）

⑶　実施期間：契約締結の日から９０日間

⑷　実施内容

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容　　等</th></tr>
<tr><td>作業準備</td><td>公園台帳及び公園平面図を基に、樹木診断票を整理し、樹木調査等の計画を立てる。</td></tr>
<tr><td>予備診断</td><td>公園樹（高木）における次の項目について調査し、措置等を要する樹木の抽出を行い、健全度の判定を行う。
<table><tr><th>対　象</th><th>内　　容</th></tr><tr><td>高木</td><td>維持管理上の問題、樹勢、樹形、傾斜、枯れ枝やかかり枝、樹幹の開口空洞、亀裂、隆起、結合部の変状及び異常、樹皮の枯死・欠損等、子実体、病害虫、樹幹の揺らぎ、鋼棒貫入、打診音異常</td></tr></table>※内容の詳細については、別紙-2「診断項目一覧表」による。
倒木や枯木等についても調査の対象とする。
調査した樹木は、平面図に位置を記入すること。
なお、調査した樹木については、番号等により、調査後の管理ができるようにすること。
調査により樹木に異常が確認された場合は、全景及び異常部位の写真を撮影すること。
樹木診断の判定結果は次の区分とする。
(A) 健全
(B) 健全に近い
(C) 要注意
(D) 危険木</td></tr>
<tr><td>報告書の作成</td><td>予備診断の結果をもとに報告書の作成を行う。
１　樹木診断票（一覧表）〔様式１〕の作成
予備診断を行った樹木について、各項目の診断結果を記入した一覧表の作成を行う。
その際、平面図に位置を記入した位置図を添付すること。
２　写真の整理
異常が確認された樹木について、異常部位が分かる写真をまとめること。</td></tr>
<tr><td>公園台帳及び公園平面図の修正</td><td>現地調査を行った際に、撤去された樹木や新たに植えられた樹木等、台帳や平面図と現地との差異があった場合は、貸与した台帳等に直接記載したものを、提出すること。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>対象樹木以外で、倒木や落枝等により人的及び物的被害を及ぼす可能性が高い樹木は、市の担当者に報告し、協議すること。
なお、調査する樹木に増減があった場合は、変更対象とする。</td></tr>
</table>

様　式　1

【 樹 木 診 断 票 】

調査者	① -1

調査年月日	令和　年　月　日(　)	事　業　名		
公　園　名		調 査 地 区		調査者

樹 木 点 検 調 査 野 帳

調査番号	公園台帳番号（台帳に無いものは新たに番号を付けること）	樹種名	樹高 (m)	幹周 (cm)	点検																												措置内容	特記事項		
					総合判定			点検調査項目（判定基準）																												
								維持管理上の問題		樹勢	樹形	傾斜	枯れ枝・かかり枝		樹幹の開口空洞		樹幹の亀裂		樹幹の隆起		結合部の変状・異常		樹皮の枯死・欠損、腐朽部露出		子実体		病害虫		樹幹の揺らぎ	根系の変状・異常（鋼棒貫入）		打診音異常				
					判定	緊急性	専門診断	判定	該当項目				判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所		判定	異常部位・箇所	判定	異常部位・箇所			
記入例	100	ﾏﾃﾊﾞｼｲ	5.0	60.0	C	◎	要	あり	③,⑤	4	4	D	C	道路側、上部	D	東側、3.5m	D	○○側、上部	D	○○側、根元	D	○○側、上部	C	○○側、根元	D	根元、コフキタケ	C	○○側、上部	D	D 東側、水平□□cm	D	○○側、□□cm高	伐採			
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				
11																																				
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
21																																				
22																																				
23																																				
24																																				
25																																				
26																																				
27																																				
28																																				
29																																				
30																																				

集　計	総合判定区分	調査本数（本）			累　計（本）		
		判定	緊急性◎	専門診断	判定	緊急性◎	専門診断
	A(健全)	0			0		
	B(健全に近い)	0	0	0	0	0	0
	C(要注意)	0	0	0	0	0	0
	D(危険木)	0	0		0	0	
	計	0	0	0	0	0	0

判定について

◆ 各点検調査項目の評価基準は、「診断項目一覧表（都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案））」によること。
◆ 調査した樹木については、樹高及び幹周を記入すること。
◆ 緊急性については、次のとおりとする。 ◎(要即対応) ○(数か月以内)
◆ 専門診断が必要な樹木については、「要」と記載すること。
◆ 特に著しい被害がある箇所等は、各項目の異常部位・箇所または特記事項に記載すること。
◆ 総合判定がB～Dの場合は、措置内容を記載すること。

維持管理上の問題
① 外周道路の建築限界侵害
② 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み・樹幹への食込み
③ 舗装部の根上がり
④ 踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み
⑤ 利用者・施設等に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木
⑥ 幹に繋がる枝のスタブカット（ぶつ切り、枝の切り残し）がないか　など

維持管理上の問題	あり,なし	結合部の変状・異常	A,C,D
樹勢	1,2,3,4	樹皮の枯死・欠損、腐朽部露出	A,B,C,D
樹形	1,2,3,4	子実体	A,C,D
傾斜	A,B,D	病害虫	A,B,C
枯れ枝・かかり枝	A,B,C	樹幹の揺らぎ	A,C,D
樹幹の開口空洞	A,B,C,D	根系の変状・異常（鋼棒貫入）	A,C,D
樹幹の亀裂	A,C,D	打診音異常	A,C,D
樹幹の隆起	A,C,D		

診断項目一覧表(都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）：国土交通省による)

点検項目			点検の視点	備考・評価基準
外観点検	(1)	維持管理上の問題	① 外周道路の建築限界侵害 ② 支柱の腐朽・損傷・浮上・結束の緩み・樹幹への食込み ③ 舗装部の根上がり ④ 踏圧防止板の損傷・不陸・根元への食込み ⑤ 利用者・施設等に被害を及ぼすおそれのある実生の樹木 ⑥ 幹に繋がる枝のスタブカット（ぶつ切り、枝の切り残し）がないか　　など	あり なし ※ありの場合は該当項目を記載
	(2)	樹勢	① 周囲の同樹種と比べて葉の大きさ・色・密度などに異常はないか ② 梢端（枝の先端）の枯れが目立たないか	1：良い 2：少し悪い 3：悪い 4：枯死
	(3)	樹形	① 樹形にアンバランスな箇所はないか ② 強いせん定や近隣木の被圧（競合する近隣木からの圧迫）により樹形が著しく乱れていないか	1：望ましい樹形を保っている 2：樹形に乱れがある 3：樹形が著しく乱れ、回復の見込みが低い 4：望ましい樹形が完全に崩壊している
	(4)	傾斜	① 根元から傾いていないか（10 度以上が目安） ※途中から幹が立ち直って安定している場合は問題ない ② 地際周辺の亀裂や異常な盛り上がりはないか	A：異常なし B：傾斜が見られるが、根付きに変状及び異常がない D：傾斜が見られ、地際周辺に変状及び異常がある
	(5)	枯れ枝やかかり枝	① 全体に枝が枯れていないか ② 落下すると危険な「枯れた枝」や「ぶら下がった枝」はないか（直径８㎝以上が目安）	A：なし B：落枝による危険性が低い C：落下による危険性が高い又は、剪定後の剪定痕等の経過に注意が必要
	(6)	樹幹の開口空洞	① 幹、根元等に開口空洞や大きな傷はないか ② 空洞は芯まで達していないか ③ 周囲長比率（幹周囲長に対する空洞部分の割合）が 1/3 以上ないか	A：異常なし B：芯に達しない C：空洞が芯に達し、かつ周囲長比率 1/3 未満である D：空洞が芯に達し、かつ周囲長比率 1/3 以上である
	(7)	樹幹の亀裂	① 主要な幹に亀裂はないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：樹体の存立に明らかな影響が出る亀裂がある
	(8)	樹幹の隆起	① 主要な幹に隆起はないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：幹周全体又は根元に発生している
	(9)	結合部の変状及び異常	① 分岐角度の狭い幹と枝、双幹木等で「入り皮」状態になっていないか。	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：強風等の刺激によって被害が発生する危険性が高い
	(10)	樹皮の枯死・欠損、腐朽部露出	① 根元、幹等に樹皮の枯死や欠損（亀裂等）はないか ② 枯死・欠損した樹皮を剝がして腐朽や空洞はないか ③ 周囲長比率（幹周囲長に対する樹皮の枯死・欠損または腐朽部分の割合）が 1/3 以上ないか	A：異常なし B：樹皮の欠損が周囲長比率 1/3 未満である C：樹皮の欠損が周囲長比率 1/3 以上である、または腐朽の範囲が周囲長比率 1/3 未満である D：腐朽の範囲が周囲長比率 1/3 以上である
	(11)	子実体（キノコ）の発生	① 幹や大枝にコフキタケ（サルノコシカケ）、カワラタケなど腐朽力の強いキノコが発生していないか ② 根元にコフキタケ（サルノコシカケ）、ベッコウタケ、マンネンタケなど腐朽力の強いキノコが発生していないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：腐朽力の強いキノコが発生している、またはせん定での対応が出来ないほど発生している
	(12)	病害虫	① 枝や幹に病害虫の被害がないか。	A：異常なし B：C より軽微だが異常がある C：食害があり、枯損の兆候が見られる
触手点検	(13)	樹幹の揺らぎ	① 体重をかけて両手で押したときに、根元から不自然に揺れていないか ② 揺らした後に、根株あるいは植え桝と土壌に隙間等がないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：根元部分からの揺らぎ、または根株あるいは植え桝と土壌に隙間等が確認された場合
	(14)	根系の変状及び異常（鋼棒貫入）	① 地際に鋼棒を刺したときに、抵抗なく貫入しないか ② 根や根元まわりに腐朽状態はないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：異常が芯に達している、または広範囲の腐朽がある
	(15)	打診音異常	① 打診音に異常はないか ② 打診音の異常が広範囲に及ばないか	A：異常なし C：D より軽微だが異常がある D：異常音が大きい、または打診音異常が広範囲に及んでいる

位　置　図

